

★第12回★

「贈与税の概要②」

前回は、贈与税の基本を解説しました。今回は、贈与税額を軽減させることができる「贈与税の配偶者控除」について、適用要件や具体的な活用方法などを解説していきます。



税理士 八木正宣

贈

与税は、相続税の対象とならない生前の贈与について、相続税の代わりに課税するというものです。

この贈与税の税率は、相続税の税率と比べて高く設定されていますが、このような状況だと大きな贈与は行なわれにくくなります。そこで、いくつかの特例を設けて生前贈与を行ないやすくしています。その一つが今回解説する「贈与税の配偶者控除」です。

婚姻期間が20年以上ならば利用することが可能に

贈与税の配偶者控除とは、結婚してから20年以上経過している夫婦について、配偶者から居住用不動産（または居住用不動産を取得するための金銭）をもらったときには、贈与税の計算上、もらった額から、基礎控除の110万円のほかに最高2000万円が控除されるという制度です。

この特例は、夫死亡後の妻の生活保障のためといった理由で設けられています。

また、居住用不動産に関する贈与に限定している点も大きな特徴

図表1 贈与税の配偶者控除の適用要件

要件①	婚姻期間が20年以上にわたる配偶者間の贈与であること
要件②	贈与された財産が居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭であること
要件③	贈与された年の翌年の3月15日までに、贈与された居住用不動産または贈与された金銭で取得した居住用不動産に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること
要件④	同じ配偶者との間で過去にこの特例の適用を受けていないこと
要件⑤	一定の書類を添付して贈与税の申告をすること

の一つです。具体例としては、現在夫婦で住んでいる夫名義の住宅とその敷地を贈与するケース、住宅の新築・建替えのための資金を贈与するケースなどで活用することがができます。

配偶者控除を受けるために最大のハードルとなるのは、婚姻期間でしょう。贈与を受ける配偶者との間に20年という婚姻期間が必要かどうかは、婚姻の届け出のあ

図表2 贈与税の配偶者控除の計算例

<p>贈与税の計算式</p>	<p>(贈与税を受けた財産の価額の合計額 －配偶者控除額－基礎控除額)×税率</p>
<p>計算例と 贈与税の軽減額</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">  <p><前提条件> 居住用不動産2500万円を 配偶者に対して贈与</p> </div> <p><通常の贈与税額> (2500万円－110万円)×50% ＝225万円＝970万円</p> <p><配偶者控除の特例を使った場合の贈与税額> (2500万円－2000万円－110万円) ×20%＝25万円＝53万円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>配偶者控除の特例を用いれば917万円 (970万円－53万円) 贈与税を軽減できる</p> </div>

た日から贈与までの期間により計算されます。入籍していない期間は含まれず、いわゆる内縁の妻には適用されません。

なお、配偶者控除の特例は、同一の配偶者については一生に一度の適用となります。

この特例を受けるためには、納める贈与税が発生しない場合であっても、贈与税の申告が必要で

す。贈与を受けた日の翌年2月1日から3月15日までが申告期間となっていて、一定の書類を提出しなければなりません。

では、配偶者控除の特例により実際にどのくらいの贈与税が軽減されるのでしょうか。

この特例を活用すれば、2110万円(基礎控除110万円+配偶者控除2000万円)までの贈

与であれば贈与税は発生しません。ここでは2500万円の居住用不動産を贈与したと仮定しましょう。

特例を使わなかった場合の贈与税は、適用される税率が50%となり、970万円にも上ります。一方、配偶者控除の特例を使って贈与した場合には、適用税率は20%まで下がり、贈与税額は53万円まで軽減されるのです(図表2)。

相続税対策としても活用することが可能だが…

この特例が目ざされている理由の一つは、相続税の「生前贈与加算」の対象にならないため、即時に相続税対策になるという点です。つまり、この特例の適用を受けて被相続人から贈与された居住用不動産等については、相続発生前3年以内の贈与であっても生前贈与加算の対象には含まれないという点です。

注意点としては、前述したとおり、贈与を受けた年の翌年に贈与税の配偶者控除の適用を受けるための申告が必要であるという点です。

申告をしない場合には、一般の贈与として取り扱われ、相続税の計算上、生前贈与加算の規定の適用を受けてしまうことになりま

す。この特例を使って贈与をした年に相続が発生すると、相続税申告のほうに気をとられがちですが、贈与税の申告も忘れずに行なうことが重要です。

ここで、配偶者控除の特例を使って生前贈与を実行すると、実際にどのくらいの相続税が軽減されるのか見てみましょう。

図表3を確認してください。相続税の税率は累進税率ですので、配偶者控除の特例を活用すれば、遺産額が多いほど節税効果が高いことが分かります。

では、いかなるケースでも配偶者控除の特例を活用することがお勧めかといえ、そうでもありません。

もともと相続税がかからないケースにおいて、生前贈与を行なっても節税効果がないのはいうまでもありませんが、遺産の総額が比較的少なめの場合などにも配偶者控除の特例を活用すべきか、十分検討する必要があります。

図表3 贈与税の配偶者控除を適用した場合の相続税の節税効果

遺産の総額		相続税額(単位:万円)					
		配偶者と子1人			配偶者と子2人		
贈与前	贈与後	贈与前	贈与後	軽減額	贈与前	贈与後	軽減額
1億円	0.8億円	175	50	125	100	0	100
2億円	1.8億円	1,250	950	300	950	725	225
3億円	2.8億円	2,900	2,500	400	2,300	1,950	350
5億円	4.8億円	6,900	6,500	400	5,850	5,450	400

(注1)各相続人は、法定相続分どおりに遺産を取得するものとする

(注2)配偶者は「配偶者の税額軽減」を活用。そのため配偶者には相続税がかからないものとして計算

贈与税の配偶者控除を使って得られる節税効果に対して、登記費用や不動産取得税(居住用不動産の贈与の場合)等のコスト、相続が発生するまでの期間、毎年の生計の状況、他の節税対策の効果等を考慮し、活用すべきか総合的に判断する必要があります。

88

配偶者に財産を移転させるといふ点では、贈与も相続も同じです。わざわざ生前に贈与しなくとも、相続時に配偶者の税額軽減の枠を使って移転させれば、効果は同じであるケースもあるかと思われます。

というのは、相続税にも「配偶者の税額軽減」という制度があるからです。これは、配偶者が実際に相続した金額のうち、「法定相続分と1億6000万円のうち大

きいほう」までの金額に対する相続税が免除されるといふもので、仮に遺産の総額が1億6000万円であった場合、配偶者が全部相続すれば相続税はかかりません。

今回の解説を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



相続税対策として生前贈与を検討するLさん

Lさん「主人が高齢になったこともあり、最近、相続税について考えています。そこで相続税対策として生前贈与が有効であると聞いたのですが、本当でしょうか」

行職員「財産を有効に減らしていくという点で、生前贈与はよく活用されています。ただし、贈与後3年間は、相続税を計算する際の相続財産に加算されますので、相続税の節税効果はございません」

Lさん「生前贈与は、贈与後3年経ってはじめて節税効果があるのですね」

行職員「そういうことになります。ところで、贈与税の配偶者控除をご存知でしょうか。婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与で一定の条件を満

たせば、2000万円までの控除が受けられるという制度です。通常の生前贈与と異なり、相続発生前3年内に行なわれた贈与であっても相続財産には加算されませんから、早期に大きな金額を相続財産から減らすことができます」

Lさん「そのような特例は初めて知りました。活用してみるのか、主人と相談してみたいと思います」

★アドバイスのポイント★

相続人に対する通常の生前贈与は、「3年内の生前贈与加算」の規定により、贈与後3年間は相続税の課税対象になります。また、相続時精算課税制度による贈与も、相続税の課税対象となります。早期に相続税対策を行ないたいのであれば、贈与税の配偶者控除の特例が有効であることをアドバイスしましょう。